

鹿児島市道路位置指定申請要領

[平成9年6月27日 制定]

(趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく道路位置指定、変更及び廃止の申請に係る手続について、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）及び鹿児島市建築基準法施行細則（昭和61年規則第25号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法及び政令の例による。

(事前協議)

第3条 道路位置指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、指定を受けようとする道路の築造前に、特定行政庁に道路位置指定事前協議書（様式第1）、付近見取図及び道路計画図を提出し、その計画内容について協議しなければならない。

(申請図書等)

第4条 申請者は、次に掲げる図書を道路位置指定申請書（細則様式第7）正本及び副本に添えて提出するものとする。

- (1) 委任状（代理人を定めない場合は、添付を要しない。）
- (2) 承諾書 指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「道路となる土地」という。）の所有者及びその土地又は土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書（細則様式第8）
- (3) 誓約書 道路となる土地の所有者及びその土地又は土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに道路となる土地に接する土地（以下この条において「接する土地」という。）の所有者及び接する土地に関して権利を有する者（以下、「関係権利者」という。）の誓約書（細則様式第9）
- (4) 印鑑登録証明書 関係権利者の印鑑登録証明書
- (5) 土地の登記事項証明書 道路となる土地及び接する土地に関する不動産登記法（平成16年法律第123号）による最近の土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (6) 地図等の写し 不動産登記法第14条地図又は地図に準ずる図面
- (7) 地積測量図 道路となる土地及び接する土地を求積したもの
- (8) 現況写真
- (9) 付近見取図及び地籍図
- (10) その他の添付図書
 - ア 道路となる土地の部分が国道、県道、市道及び農道等（以下「公道」という。）以外の道

路に接続する場合は、その道路の所有者又は管理者の承諾書及び印鑑登録証明書

イ 農道、用水路等を含んで申請を行う場合は、各管理者との間で行った境界設定に関する書類の写し

ウ 河川、水路等に雨水等を流す場合は、流末処理についての管理者の承諾書及び流末処理図

エ 公道に接続する場合は、道路管理者との協議の内容を示すもの又は境界確定調書の写し

オ 宅地造成許可が必要な場合は、宅地造成許可の写し

(土地の地目)

第5条 道路となる土地の部分は、分筆して、地目を「公衆用道路」とするものとする。ただし、形態上やむを得ない場合等は、「雑種地」とすることができる。

(申請書のとり方)

第6条 申請書は、次に掲げるとおりにとじるものとする。

(1) 左とじとすること。

(2) 次号アからキまでに掲げる書類等の貼り合わせのつなぎ部分等には関係権利者全員及び代理者の割印をすること。

(3) 申請書の重ね順序は、次のとおりとすること。

ア 道路位置指定申請書

イ 委任状（必要な場合に限る。）

ウ 承諾書

エ 誓約書

オ 付近見取図及び地籍図

カ 流末処理図（必要な場合に限る。）

キ 既存私道の接続同意（必要な場合に限る。）

ク 現況写真

ケ 地図等の写し及び地積測量図

コ 印鑑登録証明書（副本には添付を要しない。）

サ 土地の登記事項証明書（副本には添付を要しない。）

シ 境界設定、承認、許可の写し等（必要な場合に限る。）

(申請書の提出)

第7条 道路位置指定（変更及び廃止を含む。）申請書は、担当職員との協議を経て、受付に提出すること。

(変更への準用)

第8条 第4条及び第6条の規定は、道路の位置の変更の申請の手続きについて準用する。この場合において、第4条中「申請者」とあるのは「道路位置指定の変更を申請しようとする者」と、「道路位置指定申請書（細則様式第7）」とあるのは「道路位置指定変更申請書（細則様式第11）」と、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「道路となる土地」という。）」とあるのは「指

定の変更を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「道路となる土地」という。）と、第6条第3号ア中「道路位置指定申請書」とあるのは「道路位置指定変更申請書」と読み替えるものとする。

（廃止の申請）

第9条 道路位置指定の廃止を申請しようとする者は、規則第9条及び細則第10条に定める図書のほか、次に掲げる図書を道路位置指定廃止申請書（細則様式第11）正本及び副本に添えて提出するものとする。

- (1) 委任状（代理人を定めない場合は、添付を要しない。）
- (2) 承諾書 廃止しようとする道路の土地に接する土地（以下この条において「接する土地」という。）の所有者及び接する土地に関して権利を有する者の承諾書（細則様式第8）
- (3) 印鑑登録証明書 接する土地の所有者及び接する土地に関して権利を有する者の印鑑登録証明書
- (4) 土地の登記事項証明書 接する土地に関する不動産登記法による最近の土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (5) 地図等の写し
- (6) 地積測量図 廃止しようとする土地を求積したもの

（廃止申請書のとり方）

第10条 廃止申請書は、次に掲げるとおり、とじるものとする。

- (1) 左とじとすること。
- (2) 次号アからエまでに掲げる書類等の貼り合わせのつなぎ部分等には廃止しようとする土地の所有者の割印をすること。
- (3) 申請書の重ね順序は、次のとおりとする。
 - ア 道路位置指定廃止申請書
 - イ 委任状（必要な場合に限る。）
 - ウ 承諾書
 - エ 付近見取図及び地籍図
 - オ 現況写真
 - カ 地図等の写し及び地積測量図
 - キ 印鑑登録証明書（副本には添付を要しない。）
 - ク 土地の登記事項証明書（副本には添付を要しない。）

（築造）

第11条 道路の位置の指定（変更を含む。）を受けようとする者は、申請書を提出するときまでに政令第144条の4の規定による道に関する基準に従って、指定を受けようとする道を築造するものとする。

付 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年3月7日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。